

# 第3章

---

計画の内容



## 柱Ⅰ あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向	<p>1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>2 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p>
-------	---

社会のあらゆる分野の方針決定過程に女性が参画することは、男女が共にその個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の形成のために重要です。

また、多様な人材の能力を活用し、多様な視点、新たな発想を取り入れることは、女性の活躍を推進するといった観点だけでなく、活力ある社会の創造にもつながります。

市役所における方針決定過程への女性の参画に取り組むことはもとより、企業、地域等において、方針決定過程への女性の参画を進めるため、女性の参画についての理解を深めるための働きかけや、将来指導的な地位へ成長していく層の育成に取り組みます。

### 施策の方向 1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大

あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画を促進するため、企業等に対して、女性活躍の必要性や取組の紹介など女性の活躍を後押しする環境づくりや機運の醸成に取り組めます。

地域等においては、団体の会長だけでなく、副会長等の女性役員の活躍状況を把握し、その状況を踏まえ、女性の参画拡大についての理解を深めるための広報・啓発や働きかけを進めます。

#### <具体的施策>

##### (1) 企業、地域等における女性の参画拡大についての意識改革

No	取組内容	所管局
11101	<b>新</b> 「北九州イクボス同盟」等において、企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。	総務局

11102	企業等の事業者に対し、女性管理職に関する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を周知するために、出前セミナー等を実施します。	総務局
11103	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。 また、受賞者の取組事例をリーフレットやホームページで紹介し、企業等に対して、広く周知します。	総務局
11104	政策・方針決定過程の女性の参画状況など男女共同参画に関する情報をホームページなどで発信します。	総務局
11105	自治会等の地域における団体の女性参画率について、定期的に把握するとともに、女性の参画拡大のための広報・啓発を実施します。	総務局
11106	国・県・市が行う男女共同参画推進の功績に対する表彰制度を活用し、地域で活躍する女性リーダーの情報を発信します。	総務局

(2) 企業、地域等における女性リーダー育成の推進

No	取組内容	所管局
11201	働く女性や女性管理職等に対して、スキルアップやネットワークづくりを応援するための講座の開催や、身近なロールモデルの情報発信等を行います。	総務局
11202	生涯学習総合センター等において地域における女性リーダーを育成するための研修を実施します。	市民文化スポーツ局
11203	男女共同参画社会の形成のための取組を実施している「北九州市女性団体連絡会議」のリーダー育成を支援します。	総務局
11204	市内で活動している「北九州市婦人団体協議会」などの女性学習グループの人材育成を支援します。	市民文化スポーツ局

**施策の方向2 市の方針決定過程への女性の参画拡大**

あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大に向け、市が率先して方針決定過程における女性の活躍に取り組むことが求められます。市の政策は、市民生活に大きな影響を与えることから、その政策提言や方針決定の場に男女が対等に参画し、男女の意見が十分反映されることが重要です。市の審議会等への女性委員の登用に引き続き努めるとともに、男女の数のバランスにも配慮した取組が求められます。また、市役所における女性職員の活躍を進めるため、引き続き人材育成と登用の推進、意識改革に取り組むことが必要です。

## ＜具体的施策＞

## (1) 市の付属機関及び市政運営上の会合への女性の参画促進

No	取組内容	所管局
12101	市の付属機関や市政運営上の会合における女性委員の登用を引き続き推進し、女性委員参画率5割を維持します。	総務局

## (2) 市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の促進、職場風土の改革

No	取組内容	所管局
12201	「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や職員全体のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。	総務局
12202	<b>新</b> 部下のキャリア形成とワーク・ライフ・バランスの実現を応援する組織風土を醸成するため、「イクボス」の取組を推進します。	総務局
12203	市立学校における女性管理職比率を向上させるため、校長会等での研修や、女性教職員への働きかけを実施します	教育委員会
12204	市立学校における女性管理職比率を向上させるため、業務改善等を通じて誰もが働きやすい職場を実現します。	教育委員会

**柱Ⅱ 女性が活躍しやすい経済社会の実現**

<b>施策の方向</b>	<p><b>1 女性の就業・起業支援</b></p> <p><b>2 企業における女性活躍の推進</b></p>
--------------	--

就業は生活の経済的基盤であり、自立のために必要なことであるとともに自己実現につながるものです。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも大変重要です。

「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に基づき、女性の就業機会の拡大や起業を目指す女性への支援とともに、働きながら安心して子どもを育てることができる環境の整備、支援に取り組めます。

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮し、働き続けることができるよう、女性の継続的な就業やキャリアアップのための取組を行います。

また、育児等を理由として離職した女性の再就職や、起業を含めた多様な雇用・就業形態へのニーズを踏まえ、就業機会の拡大と就業支援に取り組めます。

**施策の方向 1 女性の就業・起業支援**

働きたい女性が、その能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができるよう、女性の就業や就業継続、キャリアアップを支援します。

また、「ウーマンワークカフェ北九州」において、女性の就業に関する相談にワンストップで対応し、幅広い情報を提供するなど、今後もきめ細かい支援を行います。

**<具体的施策>**

**(1) 女性の再就職・キャリアアップ支援**

No	取組内容	所管局
21101	「ウーマンワークカフェ北九州」を関係機関と連携しながら運営し、女性の就業・キャリアアップ・起業などをワンストップで支援します。	総務局

21102	働く女性や女性管理職等に対して、スキルアップやネットワークづくりを応援するための講座の開催や、身近なロールモデルの情報発信等を行います。(再掲)	総務局
21103	「男女共同参画センター」等で女性の就業やキャリア形成及び再就職を支援するため、資格取得や就業継続支援の講座等を実施します。	総務局
21104	<b>新</b> 働く意欲と行動を喚起するため、育児等で離職中の女性を対象として、就業支援・意識啓発プログラムや子育てイベントでの働き方の事例紹介等を行います。	総務局
21105	再就職を目指す人のために、カウンセリングや求人情報の提供等を総合的に行う「再就職トータルサポート事業」を実施します。	産業経済局
21106	保育士等の資格を持っているが保育士の職についていない人を対象に、保育施設への再就職につなげるための研修会を実施します。	子ども家庭局
21107	保育士資格取得予定者等を対象に保育士就職支援事業を実施します。	子ども家庭局

## (2) 女性起業家等の育成・支援

No	取組内容	所管局
21201	女性の多様な働き方を支援するため、起業前から起業間もない時期にある女性を対象に起業に関するセミナーや先輩起業家との交流会を開催します。	総務局
21202	起業など女性の多様な働き方を支援するため、起業から事業拡大までの一貫したきめ細かな支援を実施します。	産業経済局
21203	新たに事業を開始しようとする起業家や起業後間もない企業に対し、経営に必要な能力を学ぶセミナーを開催します。	産業経済局
21204	起業など女性の多様な働き方を支援するため、起業時や起業間もない方の事業展開に必要な資金の融資を実施します。	産業経済局
21205	商店街の空き店舗へ出店する方に賃借料又は改装費の一部を補助します。	産業経済局
21206	農林水産業分野における女性の経営参画を促すため、家族経営協定の締結を促進します。	産業経済局

(3) 女性が働くことに関する相談機能の充実

No	取組内容	所管局
21301	「ウーマンワークカフェ北九州」等で、女性の就業に関する相談を実施します。	総務局
21302	「若者ワークプラザ」で、就業に関する相談や職業紹介等を行い、若年者の就業の促進に取り組みます。	産業経済局
21303	「男女共同参画センター」で、性別による差別的取扱いなどに関する相談を実施します。	総務局
21304	国や県の労働関係機関等との連携により、労働に関する相談やセミナー等を実施します。	総務局 産業経済局

施策の方向2 企業における女性活躍の推進

女性の職業生活における活躍を推進し、女性の能力発揮の促進を図る上で、働く場における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、女性はその価値観やライフスタイル等に応じ、多様で柔軟な働き方が選択できることは重要なことです。働き方が選択でき、性別に関わりなく働きやすい職場づくりについて、企業向け意識啓発や情報提供を行います。

また、女性活躍に取り組む企業等を評価する取組や、企業等と連携し働く場で活躍する女性のネットワーク形成やロールモデルなどの情報発信などを行い、企業等における女性活躍の推進に取り組みます。

<具体的施策>

(1) 女性活躍推進に向けた企業への意識啓発や情報発信

No	取組内容	所管局
22101	<b>新</b> 女性活躍や働き方改革等を進めるため、各種セミナーや研修会等、様々な企業との接点を通じて、同盟への参加を呼びかけ「北九州イクボス同盟」の加盟企業数の拡大を図ります。	総務局
22102	<b>新</b> 「北九州イクボス同盟」等において、企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。(再掲)	総務局
22103	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。 また、受賞者の取組事例をリーフレットやホームページで紹介し、企業等に対して、広く周知します。(再掲)	総務局

## (2) 企業における女性活躍の取組支援

No	取組内容	所管局
22201	<b>新</b> 「北九州イクボス同盟」等において、企業の女性従業員や人事担当者等を対象に女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等を開催します。	総務局
22202	長時間労働の見直し、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進など、職場環境の見直しに取り組む事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー（社会保険労務士）を直接事業所に派遣します。	総務局
22203	ダイバーシティに取り組んでいる企業の実務担当者同士のネットワークを形成し、交流会や研修会を通じて情報共有等を行います。	総務局
22204	公共調達を通じた子育て支援・男女共同参画の推進を目的として、市への業者登録の際に、表彰の受賞など積極的な取組を行った企業に対して、インセンティブを与えます。	技術監理局
22205	工事の総合評価落札方式の評価項目である「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取組」を積極的に行っている場合、及び、「女性技術者の配置」を行っている場合に加点評価します。	技術監理局

**柱Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進**

<b>施策の方向</b>	<p><b>1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現</b></p> <p><b>2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実</b></p>
--------------	--

誰もが人生の各段階に応じて、仕事上の責任を果たしながら、子育て、介護、地域活動、自己啓発など、それぞれの個人の生活に充実感を感じることが大切です。

人口減少と少子高齢化が同時進行し、価値観やライフスタイルが多様化する中、ワーク・ライフ・バランスの推進は重要であり、一人ひとりの希望や意欲に応じて仕事と生活の選択肢が増えていくことは、男女を問わず一人ひとりの個性と能力の発揮につながります。

企業にとっても、仕事と生活を両立できる環境づくりに取り組むことは、企業の生産性や従業員満足度の向上、優秀な人材の確保につながり、さらに、本市の成長力を高め、将来にわたり持続可能な社会の実現にも資するものです。

ワーク・ライフ・バランスの推進は、企業、働く人、家庭、地域などが連携しながら進めていくことが大切で、「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を中心としながら、今後も重点的な取組を進めます。

また、「イクボス」を増やすことは、誰もが望む形で力を発揮でき、活力に満ちた社会の実現につながります。

このような取組を広めていくため、企業・団体トップで設立した「北九州イクボス同盟」に賛同する企業の輪を広げ、働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組めます。

**施策の方向 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現**

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには企業等の理解と協力が不可欠です。長時間労働の削減や、労働生産性の向上などの働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性などについて、企業等への意識啓発や情報提供、関係法令や各種支援制度等の周知などに取

り組みます。

企業や働く人が働き方を見直すとともに、自分自身のライフスタイルを見直し、男女がともに協力しながら家庭での責任を果たすことを促進するため、出前セミナーなど企業等へ出向く取組を行います。

### <具体的施策>

#### (1) 企業におけるワーク・ライフ・バランス等の取組支援

No	取組内容	所管局
31101	<b>新</b> 女性活躍や働き方改革等を進めるため、各種セミナーや研修会等、様々な企業との接点を通じて、同盟への参加を呼びかけ「北九州イクボス同盟」の加盟企業数の拡大を図ります。 (再掲)	総務局
31102	<b>新</b> 「北九州イクボス同盟」等において、企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。(再掲)	総務局
31103	<b>新</b> 「北九州イクボス同盟」等において、企業の女性従業員や人事担当者等を対象に女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等を開催します。(再掲)	総務局
31104	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。 また、受賞者の取組事例をリーフレットやホームページで紹介し、企業等に対して、広く周知します。(再掲)	総務局
31105	長時間労働の見直し、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進など、職場環境の見直しに取り組む事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー（社会保険労務士）を直接事業所に派遣します。(再掲)	総務局
31106	企業、働く人、市民、行政が一体となって組織された「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、各団体が連携してワーク・ライフ・バランス推進月間（11月）を中心に啓発事業を行います。	総務局
31107	ワーク・ライフ・バランスの推進につなげるため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を市役所・民間企業等で実施します。	総務局
31108	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む中小企業に対して、事業展開に必要な資金を融資します。	産業経済局
31109	公共調達を通じた子育て支援・男女共同参画の推進を目的として、市への業者登録の際に、表彰の受賞など積極的な取組を行った企業に対して、インセンティブを与えます。(再掲)	技術監理局

31110	工事の総合評価落札方式の評価項目である「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取組」を積極的に行っている場合、及び、「女性技術者の配置」を行っている場合に加点評価します。（再掲）	技術監理局
-------	--	-------

(2) 市役所におけるワーク・ライフ・バランス等の推進

No	取組内容	所管局
31201	「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、市役所職員のワーク・ライフ・バランスの実現及び健康増進を図るため、業務の効率化による生産性の向上、時間外勤務の削減、柔軟な働き方の実現等に取り組みます。	総務局
31202	<b>新</b> 管理職のイクボス実践により、職場風土を改革し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るほか、両立支援制度の周知及び取得促進に向けた啓発を実施します。	総務局
31203	<b>新</b> 男性職員が育児に積極的に参画することを通して、男性自身の働き方を見直すきっかけとなるほか、職場全体の業務の改善等にもつながるため、男性職員の育児休業の取得を促進します。	総務局
31204	<b>新</b> 多様で柔軟な働き方の実現を通して、仕事と家庭の両立を支援するため、テレワークの活用を推進します。	総務局
31205	職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性を学ぶ研修を実施します。	総務局

(3) 地域活動やボランティア等への参画促進

No	取組内容	所管局
31301	市民センターで、地域の特色を生かした講座や市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供します。	市民文化スポーツ局
31302	NPO・市民活動への参加を促進するため、「市民活動サポートセンター」を拠点として、市民活動団体の活動支援や育成などを行います。	市民文化スポーツ局
31303	退職などをきっかけに地域活動等への参画を支援するため、「生涯現役夢塾」を開催します。	保健福祉局
31304	高齢者の教養、健康、趣味、レクリエーション等の生きがいや健康づくりのため、「年長者研修大学校」における講座等を開催します。	保健福祉局
31305	「いきがい活動ステーション」で高齢者の参加しやすいボランティア・生涯学習情報等の収集・提供等を実施します。	保健福祉局

31306	高齢者のボランティア活動や地域活動への参画を促進するため、北九州市社会福祉協議会において、ボランティアの活動支援や育成などを行います。	保健福祉局
31307	65歳以上の高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与し、貯まったポイントを換金又は寄付することができる「介護支援ボランティア事業」を実施します。	保健福祉局
31308	小・中学校特別支援学級合同スポーツ大会において、高齢者のボランティアに審判を依頼し、児童生徒との交流を図ります。	教育委員会

## 施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

誰もが仕事上の責任を果たしながら、仕事と育児や介護等の両立を実現していくため、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関するサービスの充実に取り組みます。

これまでも子育て環境の整備・充実に取り組んでいますが、地域の就学前・就学後児童数の動向などを踏まえながら、保育への多様なニーズの把握に努めるとともに、病児保育、延長保育などを含めた保育サービスや放課後児童クラブの充実など、きめ細かな子育て支援策に取り組みます。

さらに、企業・団体等が、仕事と子育て・介護等との両立への一層の理解を進めていくような取組が求められます。

### <具体的施策>

#### (1) 子育て環境の整備、充実

No	取組内容	所管局
32101	待機児童の解消を図るため、地域の保育需要の推移を踏まえて、保育所の整備を実施します。	子ども家庭局
32102	様々な保育ニーズに対応するため、病児保育や延長保育などの保育サービスを実施します。	子ども家庭局
32103	児童の放課後の安全確保と保護者の仕事と子育ての両立支援のため、放課後児童クラブの施設整備や利用内容の充実を図ります。	子ども家庭局
32104	仕事の都合や子どもの軽い病気有的时候に、ボランティア組織「ほっと子育てふれあいセンター」の会員間で子どもの預かりや送迎など、子育て支援サービスを実施します。	子ども家庭局

32105	乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができる「親子ふれあいルーム」を区役所や児童館などで運営します。	子ども家庭局
32106	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。	子ども家庭局
32107	「子育て支援サロン”ぴあちゅーれ”」で、子どもを持つ親の子育てや就労、生活等についての相談に応じます。	子ども家庭局
32108	子どもの成長に応じた情報を手軽に入手できるよう情報誌「北九州市こそだて情報」やホームページ「子育てマップ北九州」により情報提供します。	子ども家庭局
32109	乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行います。	子ども家庭局
32110	家族・企業・地域全体が協働で子育てを支援する意識の醸成を図るために、「わらべの日」（子育て支援の日）事業を実施します。	子ども家庭局

(2) ひとり親家庭への支援

No	取組内容	所管局
32201	ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、「母子・父子福祉センター」において、各種相談の受付、就業のために必要な知識や技能を習得するための講座等を実施します。	子ども家庭局
32202	ひとり親家庭の親の就業を促進し、自立を支援するため、就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を促進するために支給する「高等職業訓練促進給付金」、就職につなげる能力開発のため、教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」等の利用を促進します。	子ども家庭局
32203	ひとり親家庭等の経済的自立を促進するため、就学や技能習得などのための各種資金を貸し付けます。	子ども家庭局
32204	ひとり親家庭等に対して、疾病等により一時的に日常生活に支障が生じた場合に支援員を派遣し、家事や保育等の支援を行います。	子ども家庭局
32205	市営住宅の入居者募集において、母子・父子世帯に対し、優先的な入居の取り扱いを行います。	建築都市局

## (3) 高齢者・障害者等の支援の充実

No	取組内容	所管局
32301	認知症に対する理解を深めるため、企業等の従業員に対して「認知症サポーター養成講座」を実施します。	保健福祉局
32302	仕事と介護の両立を支援するため、地域包括支援センターで情報提供を行います。	保健福祉局
32303	高齢者や障害のある人及びその家族に対する支援のため、訪問介護・通所介護などの介護保険サービスや居宅介護・生活介護などの障害福祉サービスを実施します。	保健福祉局
32304	介護する家族を支援するため、家族が抱える不安や悩みなどを打ち明けられる家族交流会や、コールセンターでの相談事業を実施します。	保健福祉局
32305	障害のある人に対して、「障害者基幹相談支援センター」等で相談や情報提供を行います。	保健福祉局
32306	地域包括支援センターを中心に官民協働による相談体制の拡充を図り、高齢者や障害のある人及びその家族にとってより身近な総合相談体制を構築します。	保健福祉局
32307	「高年齢者就業支援センター」と「シニア・ハローワーク戸畑」が連携し、高齢者の多様なニーズに応じた転職や再就職を支援します。	産業経済局
32308	「北九州市シルバー人材センター」において、高齢者に臨時・短期的な就業を提供することにより、高齢者の生きがいがづくりや地域社会への参加を促進します。	産業経済局
32309	「北九州障害者しごとサポートセンター」で、就労を希望する障害のある人の就労を支援します。	保健福祉局

**柱Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現**

<b>施策の方向</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進</li> <li>2 男性にとっての男女共同参画の推進</li> <li>3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進</li> <li>4 防災における男女共同参画の推進</li> </ol>
--------------	---

男女共同参画社会の実現には、男女が性別に関わりなく社会のあらゆる分野で、ともに責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが重要であるという考え方について、理解を促進し、意識を育てていくことが必要です。

高齢化が進む中で、男女共同参画を進めていくことは、親の介護や高齢期における孤立化など、男性にも関わる課題に対応するものであり、男女ともに暮らしやすい社会を目指すものであることへの理解を促進するため、様々な工夫をしながら啓発に取り組めます。

また、男性と女性でともに支えあう社会を作るためには、次世代を担う子どもたちが小さい頃から男女共同参画を理解し、思いやりの心と自立するための力を育みながら、自然に男女共同参画を身につけた大人に成長していくことが必要です。教育委員会等と連携しながら、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進に一層取り組みます。

さらに、男女共同参画社会を実現するためには、市民や団体等との協働が不可欠です。今後とも女性団体、NPO等様々な団体と連携・協力を強めるとともに、その育成や活動支援に引き続き取り組みます。

国内における男女共同参画の取組は、SDGsのように国際社会の取組と密接に連携しています。男女共同参画に関する市民の理解を深めるため、本市や日本の状況に加え、国連の動向や諸外国の女性の状況等について情報提供や学習機会の提供に努めます。

### 施策の方向 1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

男女共同参画に関する様々な課題の背景となっている性別による固定的役割分担意識は薄くなりつつありますが、これまでの社会通念や習慣にとらわれることなく、全ての人がある個性や能力を十分発揮できる社会、地域づくりのために、引き続き、地道な意識改革に取り組みます。

男女共同参画についての理解を深めるため、国際的な動きなども含めた情報提供や意識啓発とともに、女性がいきいきと活躍する社会づくりに向けて、男女共同参画に関する市民の活動等への支援など、市民と協力しながら取り組みます。

#### <具体的施策>

##### (1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報啓発

No	取組内容	所管局
41101	地域等における男女共同参画意識の浸透を目指して、「男女共同参画フォーラム in 北九州」等の啓発事業を実施します。	総務局
41102	あらゆる分野において男女共同参画意識が浸透し、実感できる社会を目指して、男女共同参画に関する講座を実施します。	総務局
41103	地域等における男女共同参画意識の浸透を目指して、市民センターの講座で、男女共同参画に関する講座等を実施します。	市民文化スポーツ局
41104	家庭などにおける男女共同参画意識の浸透を目指して、「家庭教育学級」において、男女共同参画に関する講座等を実施します。	市民文化スポーツ局
41105	様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等による人権啓発事業で、女性の人権問題等に関するテーマを取り上げます。	保健福祉局
41106	市民が人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう、市民センターを中心として人権学習を行うなかで、女性の人権問題を取り上げます。	教育委員会
41107	SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、「持続可能な開発のための教育（ESD）」を「北九州 ESD 協議会」を中心に、市民、企業、大学等と連携しながら推進します。	環境局
41108	「男女共同参画センター」において、情報誌やホームページなどで男女共同参画に関する様々な情報を発信します。	総務局
41109	本市における男女共同参画や女性活躍に関する市民の意識や課題等を把握するため、調査を実施します。	総務局
41110	第4次基本計画に掲げる施策の実施状況を把握するため、報告書を作成します。	総務局

(2) 男女共同参画の啓発を進める市民団体等への活動支援

No	取組内容	所管局
41201	「男女共同参画フォーラム in 北九州」等の開催支援など、地域での広報・啓発事業を実施する、「北九州市女性団体連絡会議」の活動を支援します。	総務局
41202	地域で男女共同参画に取り組んでいる NPO などの団体と協力し、地域における「男女共同参画に関する広報啓発事業」を実施します。	総務局
41203	「男女共同参画センター」のムーブフェスタで、市民が企画する男女共同参画に関する意識を高めるための活動を支援します。	総務局
41204	男女共同参画社会の形成や SDG s（持続可能な開発目標）の達成に資する、「(公財)アジア女性交流・研究フォーラム」の活動を支援します。	総務局

**施策の方向 2 男性にとっての男女共同参画の推進**

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会で、その実現は、女性だけではなく男性にとっても多様なライフスタイルを選択できるものです。

男性が仕事だけでなく、家事、育児、介護等の家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう啓発や支援に努めるとともに、企業・団体等に対しても、育児・介護関係制度等の利用促進など、男性の家庭生活等への参画推進に取り組むよう働きかけていきます。

<具体的施策>

(1) 男女共同参画に関する男性の理解促進

No	取組内容	所管局
42101	多様な働き方の実現のため、企業への出前セミナーを実施します。	総務局
42102	「男女共同参画センター」で男性にとっての男女共同参画の意義を広く啓発するため、講演会などを実施します。	総務局
42103	「男女共同参画センター」で男性のための電話相談を実施します。	総務局

## (2) 男性の家事育児、介護等家庭生活への参画促進

No	取組内容	所管局
42201	子育て中の夫婦を対象に、育児と仕事の両立のために夫婦の協力体制づくりを支援する講座を実施します。	総務局
42202	男女の性別による固定的な役割分担意識にとらわれずに、男性が積極的に家事や介護に参画するよう促す講座など、男性を対象とした講座を開催します。	総務局
42203	父親や祖父が子育てに関する基本的な知識や技能を取得できる講座を開催します。	子ども家庭局
42204	出産・育児を夫婦が協力して取り組めるよう、「両親学級」を開催します。	子ども家庭局
42205	「家庭教育学級」で男女共に子育てについて学ぶ講座等を実施します。	市民文化スポーツ局
42206	市民センター等における「生涯学習市民講座」で、男性の家事・育児・介護への参画を促進する講座を実施します。	市民文化スポーツ局

**施策の方向3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進**

性別に関わらず一人の自立した人間としてお互いの人格や個性を尊重し、能力を活かして自らの意思によって行動できるよう、子どもの発達段階に応じ、性別による固定的役割分担意識にとらわれない学校教育を行っていくことが必要です。

未来を担う子どもたちが男女共同参画への理解を深めることは、将来的に社会全体における男女共同参画の実現につながるため、男女ともに多様な進路、職業選択ができるキャリア教育、進路指導に取り組みます。

また、若年層を対象としたデートDV等の予防啓発など、被害者にも加害者にもならないために、お互いに尊重できる関係性の大切さを教える人権教育を行います。

### <具体的施策>

## (1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

No	取組内容	所管局
43101	若い世代が男女の固定的な役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。	教育委員会

43102	子どもの頃から性別にかかわらず個性と能力を發揮していけるよう、小・中学生向けの人権教育教材集・副読本を各学校に配布し、活用を図ります。	総務局 教育委員会
43103	学校で性別にとらわれずに活動するため、児童生徒等の名簿の男女混合化を推進します。	教育委員会

(2) 男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進

No	取組内容	所管局
43201	<b>新</b> 女子中学生を対象に理工系の仕事や学問に興味をもってもらうための体験プログラム「リケ女部！」を実施します。	総務局
43202	<b>新</b> 市内の大学生等を対象に、性別にとらわれず一人ひとりの能力を發揮できる生き方や働き方について考えるきっかけとなる出前講座「キャリア形成プログラム」を実施します。	総務局
43203	早い段階からの職業観の醸成や各自に合った職業選択へと導くため、キャリア教育イベント「北九州ゆめみらいワーク」の開催や、高校生就職応援マガジン「Soda!」を作成・配布します。	産業経済局
43204	性別にとらわれない職業意識を醸成するため、中学校で「職場体験」学習などを実施します。	教育委員会
43205	若年層の啓発パンフレットを作成し、出前講演などの際に配布します。	総務局
43206	キャリア形成につなげるため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を市役所・民間企業等で実施します。	総務局

(3) 子どもの健康教育・デートDVに関する理解の促進

No	取組内容	所管局
43301	デート DV 防止に取り組んでいる民間団体と協力して、高校生や大学生等の若年層に対して出前講座を実施し、デート DV に関する理解を促進します。	総務局
43302	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるよう、医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」を開催し、思春期の子どもに対して健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及のため、「思春期健康教室」を実施し、思春期における健康教育を推進します。	保健福祉局 子ども家庭局 教育委員会
43303	児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や、各教科と関連付けて男女共同参画の理解を促進します。	教育委員会
43304	児童生徒がインターネットを通じた様々なトラブルに巻き込まれることを予防するため、啓発等に取り組みます。	子ども家庭局 教育委員会

### 施策の方向4 防災における男女共同参画の推進

避難所での生活をはじめとして、災害時の対応については、いろいろな場面で、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮して取り組むことが必要で、災害発生時に対応するためには、日頃から女性がまちづくりに参画し、リーダーシップを発揮していくことが求められます。

防災に関する政策・方針決定過程の段階から女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築に取り組みます。

#### <具体的施策>

##### (1) 男女共同参画の視点や人権に配慮した地域防災対策の推進

No	取組内容	所管局
44101	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するため、北九州市防災会議での女性委員の参画拡大に努めます。	危機管理室
44102	自主防災組織での女性の参画を推進するため、各種研修会等への参加を促します。	消防局
44103	安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した取組に対する、普及・啓発を図ります。	危機管理室
44104	乳幼児や妊産婦など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営などに取り組みます。	危機管理室 子ども家庭局
44105	大規模災害発生時等に女性相談窓口を設置します。	総務局

**柱V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現**

<b>施策の方向</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li><b>1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援</b></li> <li><b>2 ハラスメント及び性犯罪等の防止</b></li> <li><b>3 生涯を通じた女性の健康支援</b></li> <li><b>4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援</b></li> </ol>
--------------	---

男女共同参画社会の実現には、男性、女性が性別にかかわらず一人の人間として尊重されていることが前提となります。

誰もが安心して暮らせる社会を目指すため、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は重大な人権侵害行為であり、早急に対応すべき重要な課題です。

これらの人権侵害行為の被害者は、多くの場合女性であり、その背景には性別による固定的役割分担意識、男女の社会的地位や経済的格差等があります。

市民一人ひとりに人権の尊重に対する意識を浸透させ、人権侵害行為の防止に努めるための広報・啓発活動等を充実するとともに、相談体制の充実や自立支援など様々な支援を行います。

また、男女が生涯を通じて豊かな人生を送るためには、男女がお互いの身体的特徴や性についての理解を深め、理解しあい、尊重しあうことが重要です。特に女性は、妊娠や出産、女性特有の疾患等があり、思春期から青年期、中高年齢期等、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組を行います。

**施策の方向 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援**

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVを防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、相談窓口の周知やDV行為に関する広報・啓発を行います。

また、配偶者暴力相談支援センターや各区子ども家庭相談コーナーなど、DV相談に係る関係機関が緊密に連携して相談対応、保護、自立支援に取り組み、被害者やその家族が安心して暮らせるよう支援を行います。

## ＜具体的施策＞

### (1) 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成

No	取組内容	所管局
51101	DV やデート DV に関する理解を促進するため、リーフレット等で広報啓発を行います。	総務局
51102	デート DV に関する理解を促進するため、高校生・大学生等若年層に対するデート DV 予防教室を実施します。	総務局
51103	内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12～11/25)に合わせ、期間中に様々な啓発活動を実施します。	総務局
51104	市政だより、市政テレビ、SNS 等、様々な媒体を通じて、女性の人権問題等に関する広報・啓発活動を行います。	広報室
51105	様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等による人権啓発事業で、女性の人権問題等に関するテーマを取り上げます。(再掲)	保健福祉局
51106	人権を尊重し、暴力を許さない意識を醸成するため、幼児から高校生まで、発達段階に応じた人権教育を推進します。	教育委員会
51107	人権を尊重し、暴力を許さない意識を醸成するため、保育所の職員、学校の教職員等に対して人権研修を実施します。	子ども家庭局 教育委員会
51108	民生委員・児童委員等の地域の福祉関係者に対して、人権を尊重し、暴力を許さない意識を醸成するための啓発を実施します。	保健福祉局 子ども家庭局
51109	保育所の職員や教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者への DV 被害に関する啓発、周知を行い、DV 被害者の子どもの早期発見に努めます。	子ども家庭局 教育委員会

### (2) DV被害相談体制の充実

No	取組内容	所管局
51201	「配偶者暴力相談支援センター」や各区子ども・家庭相談コーナーでの相談体制の充実を図るため、「配偶者暴力相談支援センター」に統括指導員(スーパーバイザー)を配置します。	子ども家庭局
51202	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、DV 相談を含め子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。	子ども家庭局
51203	地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につながります。	保健福祉局 子ども家庭局

51204	高齢者、障害のある人など、相談者の状況に応じて、関係機関が連携して対応します。	保健福祉局
51205	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、外国人市民を対象とした無料相談窓口の開設や、区役所等での相談時に行政通訳者の派遣を行うほか、外国人のDV被害者への対応のため、外国人相談窓口職員へDVに関する情報提供を行います。	企画調整局
51206	男性のDV被害者に対して、「配偶者暴力相談支援センター」や各区子ども・家庭相談コーナー、「男女共同参画センター」において関係機関と連携して相談に対応します。	総務局 子ども家庭局
51207	「配偶者暴力相談支援センター」、「男女共同参画センター」、各区子ども・家庭相談コーナーなどの窓口相談員のスキル向上のため、研修の実施や福岡県等主催の研修会へ派遣を行います。	総務局 子ども家庭局

(3) DV被害者保護体制の充実

No	取組内容	所管局
51301	DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護施設への入所等、適切な保護を実施します。	子ども家庭局
51302	DV被害者の安全確保のため、必要に応じて警察への情報提供や関係機関等への同行支援を行います。	子ども家庭局
51303	DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護施設の職員に対して、必要な情報提供やDVに対する理解促進のために研修を行います。	子ども家庭局
51304	緊急一時保護施設入所中のDV被害者に対して、医療機関への同行など必要な支援を行います。	子ども家庭局
51305	DVシェルターを運営する民間団体に対して、財政的な支援を実施します。	子ども家庭局

(4) DV被害者の自立支援の充実及び二次被害防止や情報管理の徹底

No	取組内容	所管局
51401	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含め子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。(再掲)	子ども家庭局
51402	同伴する子どもがいるDV被害者に対して、必要に応じて自立支援のための施設において保護します。	子ども家庭局

51403	DV 被害者に対して、市営住宅の入居申し込みに際して、優先入居の取扱いを行います。	建築都市局
51404	DV 被害者に対して児童扶養手当、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金や生活保護制度等の経済的な支援について、情報提供をするとともに制度の活用について助言を行います。	保健福祉局 子ども家庭局
51405	DV 被害者やその子どもの支援について、各区保健福祉課、「子ども総合センター」、「保健福祉センター」等の関係機関と連携します。	子ども家庭局
51406	住民基本台帳の閲覧等制限対象のDV 被害者等の情報について、住民基本台帳等の担当部局のみならず、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部局においても、厳重な管理を行います。	財政局 市民文化スポーツ局 保健福祉局 建築都市局 行政委員会事務局
51407	DV 被害者の情報漏洩を防ぐため、相談窓口や各種手続きを行う窓口等において、情報管理を徹底するとともに、住民基本台帳の閲覧等、被害者情報を保護し、安全を確保する取組を行います。	総務局 子ども家庭局
51408	DV 被害者が同伴する子どもが接見禁止命令の対象となった場合、学校、保育所、警察等の関係機関と連携を図り、適切な対応をします。	子ども家庭局
51409	関係機関の連携を図るため、警察、弁護士会等の関係機関とDV 被害者への効果的な支援に関する情報共有を行います。	子ども家庭局
51410	関係機関の連携を図るため、「北九州市 DV 対策関係機関連絡会議」において、警察、福岡法務局、弁護士会等の関係機関とDV 被害者への効果的な支援に関する情報共有や意見交換を行います。	総務局
51411	DV 被害者が同伴する子どもについて、関係機関が連携して支援するため、「北九州市要保護児童対策地域協議会」などとの連携を図ります。	子ども家庭局
51412	DV 被害者が市外へ避難する場合や市外から避難してくる場合に、市外関係機関と連携を図り必要な支援を行います。	子ども家庭局

施策の方向2 ハラスメント及び性犯罪等の防止

男女を問わず誰もが安心な生活を送れる社会は、男女の人権が尊重された社会です。日常生活においては、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメント、性犯罪等の心配のない暮らしが、安心な生活の大前提となります。

このため、職場におけるハラスメント等の防止に向けた広報啓発や、人権侵害に対する相談を行うとともに、性犯罪等を防止するための広報啓発や相談窓口の周知等、女性に対する暴力を許さない社会づくりに向けた取組を行います。

<具体的施策>

(1) ハラスメント等の防止に向けた広報啓発や相談の実施

No	取組内容	所管局
52101	「男女共同参画センター」で、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等ハラスメントの防止に向け、啓発冊子の配布や出前講座、啓発DVDの貸し出しを実施します。	総務局
52102	企業等の事業者に対して、職場におけるハラスメントを防止するため、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止に向けた出前セミナー等を実施します。	総務局
52103	<b>新</b> 「北九州イクボス同盟」を中心として、企業等の経営者や管理職に対し、ハラスメント防止に向けた啓発及び情報提供を実施します。	総務局
52104	様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等による人権啓発事業で、女性の人権問題等に関するテーマを取り上げます。(再掲)	保健福祉局
52105	「男女共同参画センター」で職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等を含めた人権侵害に対する相談を実施します。	総務局
52106	市の職場におけるハラスメント防止のため、「ハラスメント防止要綱」を周知徹底し、各職場での研修を継続的に行います。また、「ハラスメント防止要綱」に定める苦情相談窓口において、ハラスメントに関する苦情相談に幅広く対応します。	総務局
52107	教育現場におけるハラスメントを防止するため、教職員を対象にハラスメント防止研修を実施します。また、ハラスメントに関する苦情相談に幅広く対応します。	教育委員会

## (2) 性犯罪等防止に向けた広報啓発や相談の実施

No	取組内容	所管局
52201	防犯の専門家による体験型のセミナーを通じて、性犯罪の実態や防犯対策を学ぶとともに、女性の防犯意識の向上を図ります。	市民文化スポーツ局
52202	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」で、性犯罪被害者やその家族・遺族の相談に対応します。	市民文化スポーツ局
52203	「犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を開催し、本市の犯罪被害者施策の総合的な推進を図ります。	市民文化スポーツ局

**施策の方向3 生涯を通じた女性の健康支援**

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、十分に理解し、尊重しながら思いやりを持って生きることは、男女共同参画社会の前提となるものです。

若い世代から性に関する正しい知識を身につけることは大変重要で、若年層に対していのちの大切さなどの知識を身につけられるような教育・啓発に取り組みます。

妊娠から出産期において、高度な周産期医療の提供、妊娠・出産・育児に関する相談・指導など、安全に安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組みます。

さらに、子宮頸がん検診・乳がん検診等の各種検診、生活習慣病の発症予防など、生涯を通じた女性の健康づくりを支援します。

### ＜具体的施策＞

#### (1) 若い世代における性に関する理解・尊重

No	取組内容	所管局
53101	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるよう、医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」を開催し、思春期の子どもに対して健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及のため、「思春期健康教室」を実施し、思春期における健康教育を推進します。(再掲)	保健福祉局 子ども家庭局 教育委員会
53102	学校等における適切な性教育を実施するため健康教育に関する知識を深めるための講習会等を開催します。	教育委員会
53103	HIV/エイズ、性感染症の予防のため「レッドリボンキャンペーン」の実施など、広報・啓発を行います。	保健福祉局

(2) 妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実

No	取組内容	所管局
53201	<b>新</b> 妊娠や出産に関する悩みを抱える人に適切な情報提供を行い、必要な支援につなげるための電話相談事業を実施します。また、育児不安を軽減し、家庭の養育力を高めるため、特に養育支援を必要とする家庭に、育児・家事援助を行います。	子ども家庭局
53202	妊娠・出産・育児に関する正しい知識を提供し、母子の健康の保持促進を図るため、母子健康手帳の交付を行います。	子ども家庭局
53203	出産・育児、子どもの成長発達について、「妊産婦・乳幼児なんでも相談」等で個別相談や保健指導を実施します。	子ども家庭局
53204	妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、「妊婦栄養教室」や「離乳食教室」等で情報提供や相談を実施します。	子ども家庭局
53205	産後うつを早期に把握し、きめ細かに支援するため、家庭訪問時などに産後うつ質問票を実施します。	子ども家庭局
53206	妊婦や乳幼児の疾病の発見及び防止を図り、健康を保持増進させるため、妊婦、乳幼児の健診機会を提供します。	保健福祉局 子ども家庭局
53207	母親が安心して出産できるよう、産科連携体制を維持し、医師会が行う事業に対し、補助を実施します。	保健福祉局
53208	不妊に悩む夫婦に対して、特定不妊治療費の助成及び不妊に関する専門相談を実施します。	子ども家庭局
53209	母親が安心して出産できるよう、「総合周産期母子医療センター」でリスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供します。	保健福祉局

(3) 生涯を通じた女性の健康の保持・増進

No	取組内容	所管局
53301	「男女共同参画センター」で更年期など性や健康に関する正しい理解を促すための講座を実施します。	総務局
53302	女性特有の子宮頸がん・乳がん等の早期発見、早期治療のため、がん検診等の受診を促進します。	保健福祉局
53303	生涯を通じた健康づくりのため、生活習慣病予防や介護予防、健康づくり等の各種事業を実施します。	保健福祉局
53304	健康・体力づくりのためのスポーツイベントの開催や、日頃運動をする機会が少ない女性を対象とした体操教室開催等、健康増進や体力向上を図ります。	市民文化スポーツ局

### 施策の方向4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

高齢者、障害者、ひとり親家庭、外国人等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれないよう、それぞれの実情に応じたきめ細かな相談対応に取り組みます。

また、性的少数者などについて、市民の理解を深めるための啓発等に取り組みます。

#### <具体的施策>

##### (1) 高齢者、障害者、ひとり親、外国人の女性等が安心して暮らせるための相談の実施

No	取組内容	所管局
54101	地域包括支援センターを中心に、高齢者や障害のある人に分かりやすい総合相談システムを構築します。	保健福祉局
54102	高齢者の相談に対して、地域包括支援センター等が関係機関と連携して対応します。	保健福祉局
54103	ひとり親家庭等を支援するため、「母子父子福祉センター」で生活や就業についての相談、就業支援講座等を実施します。	子ども家庭局
54104	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、外国人市民を対象とした無料相談窓口の開設や区役所等での相談時に行政通訳者等の派遣を行います。	企画調整局
54105	地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につなぎます。(再掲)	保健福祉局 子ども家庭局
54106	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災指導や簡単な身の回りの世話をを行うとともに、福祉に関する相談を関係機関につなぐなど、安心感の向上を図ります。	消防局

##### (2) 多様な性のあり方への理解の促進

No	取組内容	所管局
54201	<b>新</b> 性的少数者の生き方を後押しするため、パートナーと宣誓した当事者に対し、「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。	保健福祉局
54202	様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等により、性的指向・性自認等を理由とする差別・偏見に関する啓発活動に取り組みます。	保健福祉局